

## 開発行為又は建築等に関する証明書交付申請（規則第60条第1項） 添付書類チェックリスト

各種添付書類の要否については、添付書類一覧表（別紙）を参考に判断すること。

No.	項目	様式	作成要領	チェック
1	申請書鑑	第18号様式	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請日は市町の受理日と同日とすること。</li> <li>山梨県収入証紙を申請書の手数料欄に貼付し、消印はしないこと。（許可申請先が山梨県以外の場合、手数料の貼付方法については、許可申請先の市町村に相談すること。）</li> <li>「申請敷地（区域）の所在地」及び「地目」の欄には地番及び地目を全て列挙すること。</li> <li>「用途」は原則として建築確認申請と同様とするが開発担当者から指示された場合はこの限りでない。</li> <li>「建築敷地面積」の欄には建築確認を受ける区域の面積を記入すること。</li> <li>セットバックや市町村への帰属区域がある場合はその旨を「その他の事項」の欄に記入すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
2	添付書類一覧表	別紙	該当条項の欄に○を付けること。	<input type="checkbox"/>
3	申請理由書	様式自由	<p>必要に応じ、以下を参考に記述すること。市街化調整区域については①該当条項に適合すること、②建築する理由を必ず記述すること。</p> <p>（例1） 予定建築物は農業用倉庫であり、政令第20条第2号に明記されている「農機具等収納施設」に該当するため、都市計画法第29条第1項2号の規定により開発許可不要である。（29条1項2号の場合）</p> <p>（例2） 当該申請地は、〇〇工業団地内に位置し、昭和〇年頃に山梨県土地開発公社で開発された宅地であり、今回の予定建築物を建築するに際し土地の区画形質の変更が伴わないため開発許可不要である。（29条1項の場合）</p> <p>（例3） 老朽化により建替の必要が生じている。子供が生まれ手狭なため。等</p>	<input type="checkbox"/>
4	区域内権利者一覧表	様式自由	<ul style="list-style-type: none"> <li>区域内に含まれる全ての物件（土地、建物等）について、土地登記簿に記載されている事項（所在・地番・権利者等）及び面積を記入すること。</li> <li>面積は、実測値を記入すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
5	区域内土地一覧表	様式自由	<ul style="list-style-type: none"> <li>区域内に含まれる全ての筆について、土地登記簿に記載されている事項（所在・地番・地積・地目）及び現況地目を記入すること。</li> <li>申請区域が筆の一部となる場合等やむを得ない場合は面積を実測値とし「実測値〇〇m<sup>2</sup>」と記入すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
6	土地登記簿謄本（全部事項証明）		<ul style="list-style-type: none"> <li>申請日から3ヶ月以内に交付されたものを添付すること。</li> <li>申請書の正本には原本を添付すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
7	土地登記簿要約書		<ul style="list-style-type: none"> <li>申請日から3ヶ月以内に交付されたものを添付すること。</li> <li>申請書の正本には原本を添付すること。</li> </ul> <p>※なお土地登記簿謄本を添付した場合は不要とする。</p>	<input type="checkbox"/>
8	位置図	1/25,000以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、都市計画縮括図（1/25,000）を使用し申請位置を示すこと。（申請区域が用途地域の場合は地域地区の凡例を添付すること。）</li> <li>方位を示すこと。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
9	案内図	1/1,500以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅地図（1/1,500程度）等を使用し申請区域を形状に合わせ赤線で囲むこと。</li> <li>方位を示すこと。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
10	14条地図もしくは公図		<ul style="list-style-type: none"> <li>申請区域を赤線で囲むこと。</li> <li>法務局の公印がないものは転写者の資格、氏名も記入し実印を押印すること。</li> <li>必要に応じ旧公図を添付すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
11	敷地求積図（実測図）	1/2,500以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築確認申請に添付する敷地求積を流用しても可。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>

12	土地利用計画図	1/1,000以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請区域を赤色で囲むこと。</li> <li>擁壁等の構造物・給水・排水施設の位置・構造規格等を記入すること。</li> <li>断面図を添付する場合は断面位置（A-A'）等を記載すること。</li> <li>敷地に接する全ての道路について建築基準法上の道路名（法42条1項1号道路の場合は道路法上の道路名「〇〇町道〇〇号線」）を記入すること。（都市計画区域内のみ）</li> <li>接道区間の道の幅員を記入すること。</li> <li>建築物等の用途（居宅、物置、駐車場等）を記入すること。</li> <li>敷地の出入り口の幅を記入すること。</li> <li>建築確認申請に添付する配置図を流用しても可。</li> <li>土地所有者など個人名等の情報は記載しないこと。</li> <li>方位を示すこと。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
13	断面図	1/1,000以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>現況地盤線、計画地盤線を区分して明示すること。</li> <li>敷地境界（筆界・所有権界ではない）を引き出し線等で明示すること。</li> <li>構造物の高さ・構造規格等を記入すること。</li> <li>盛土部を赤色に切土部を黄色に着色すること。</li> <li>盛土部及び切土部の最大高さを図示すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
14	建築計画概要書・ 予定建築物の用途 が分かる資料	様式自由	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築計画概要書の第2面、配置図（開発区域内における予定建築物の位置がわかるもの）、平面図（予定建築物の間取り）、立面図（最大高さを明示したものを）を添付すること。</li> <li>図面には参考図であることを明示すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
15	現況写真及び撮影 位置図	様式自由	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地利用計画図の縮小版を使用するなど、撮影位置図を作成し、写真帳と対応する撮影位置、番号及び方向を記入すること。</li> <li>撮影位置図では、申請区域を赤線で囲むこと。</li> <li>申請敷地（区域）全体の状況が分かるように撮影すること。（特に敷地境界の状況写真を添付する。）</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
16	委任状	様式自由	<ul style="list-style-type: none"> <li>代理人の氏名（会社名及び代表者名）、実務担当者の氏名、電話番号、委任年月日、委任内容は必ず記入すること。</li> <li>印鑑登録印による押印と印鑑証明書を添付すること。（印鑑登録印での押印が難しい場合は、担当者に相談。）</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
17	建築物の延床面積 が分かる公的資料		<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の規模は延床面積とする。（建築面積ではない。）</li> <li>従前の建築物の規模（延床面積）は「建物登記簿謄本」、「固定資産課税台帳」、「建築確認済証」等の公的資料に記載された値とすること。（公的資料が無い場合は開発担当者に相談）</li> <li>※従前の建築物の規模（延床面積）は、線引き（S46.3.31）以前のものでなければならない。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
18	宅地課税証明書も しくはこれに準じ る資料		<ul style="list-style-type: none"> <li>法施行日以前から宅地性を有していたことを証するものであること。</li> <li>建築物の適法性を証明するものであること。</li> <li>宅地課税証明を取得出来ない場合は固定資産課税台帳・航空写真・建築確認図書等の資料を揃え事前に開発担当者に相談。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
19	農業従事者証明も しくはこれに準じ る資料		申請人が農業従事者であることを証明するものであること。	<input type="checkbox"/>
20	当該条項に該当す ることを証明する 資料		予定建築物が都市計画法第29条第1項3号に定める施設であるという関係機関からの証明、法人設立の認可書、国や県からの補助金内示通知書、市町村設置管理条例等	<input type="checkbox"/>
21	該当条項であるこ とを証明する資料		原則として公的資料とすること。（公的資料が無い場合は開発担当者に相談）	<input type="checkbox"/>
22	同意書	様式自由	<ul style="list-style-type: none"> <li>開発担当者が必要と判断した場合に添付する。（過去に開発許可を受けた土地が含まれる場合や利害関係者等に不利益が生じる可能性があるかと判断される場合等。）</li> <li>申請行為について同意する旨が記されたものとする。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>

※ 見だし、ファイリングは原則不要（担当が必要とする場合を除く）とし、書類は上表の項目順に綴るものとする。

※ 接道要件等、建築基準法の規定に関する事項については、建築主事や指定確認検査機関等の建築基準法を取り扱う部署に事前に確認しておくこと。

# 開発行為又は建築等に関する証明書交付申請（規則第60条第1項）添付書類一覧表

別紙

以下の表は、あくまで一般的に必要な書類を記載したものです。計画内容に応じて必要となる書類が異なる場合がありますので、事前に担当者あてご相談をお願いします。  
 ・申請書の部数は、正本1部、副本2部（うち一部は市町の控え）とし、申請書は申請地が所在する市町村を経由すること。（証明者が市町村の場合、市町村担当者の指示に従うこと。）  
 ・申請書（副本）の鑑はそのまま証明書となるので取り扱いに十分注意すること。

該当項目に○を付けてください。	該当条項	内容	(第18号様式)	本様式及びチエックリスト	申請理由書(注2)	区域内土地物件一覧表	土地登記簿謄本(全部事項証明)	土地登記簿要約書	(都市計画図)位置図	案内図(住宅地図)	一四三法図	旧公図(注3)	敷地求積図(実測図)	土地利用計画図(注4)	断面図	建築計画概要書(注5)	予定建築物の用途が分かる資料(注5)	現況写真及び撮影位置図	委任状	建築物の延床面積が分かる公的資料	これに準じる資料	宅地課税証明書	これに準じる資料	農業従事者証明	当該条項に該当することを証明する資料	(注6)同意書	備考
1	29条1項、2項	宅地における区画形質の変更のない建築行為等	○	○	△	○	△	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	△	-	△	-	△	△	許可不要を証する書面として準用するため、適合証明と異なる。		
2	29条1項1号	政令で定める開発規模未満(政令第19条)	○	○	△	-	-	△	○	○	△	-	○	○	-	○	△	○	△	-	-	-	△	△			
3	29条1項2号 2項1号	農林漁業用建築物等の建築の目的で行う開発行為(政令第20条)	○	○	△	-	-	△	○	○	△	-	○	○	-	○	○	○	△	-	-	○	△	△			
4	29条1項3号	一定の公益上必要な建築物の建築目的で行う開発行為(政令第21条)	○	○	△	-	-	△	○	○	△	-	○	○	-	○	○	○	△	-	-	-	○	△			
5	29条1項4号～8号	(注7)	○	○	△	-	-	△	○	○	△	-	○	○	-	○	○	○	△	-	-	-	○	△	4～8号の市街地開発事業に係る行為については、担当者に必要書類を確認すること		
6	29条1項9号、10号	公有水面埋立法、非常災害に係わる開発行為	○	○	△	-	-	△	○	○	△	-	○	○	-	○	○	○	△	-	-	-	○	△			
8	29条1項11号	通常の管理行為、軽易な行為等(政令第22条)	○	○	△	-	-	△	○	○	△	-	○	○	-	○	○	○	△	-	-	-	△	△	仮設建築物の場合は、鑑のその他の事項欄に撤去する年月日を明記。		
9	29条2項2号	都市計画区域及び準都市計画区域外の区域における行為(1項2～4号及び9～11号に該当するもの)	第29条第1項第3～4号及び第9～11号のうち該当する号と同様の資料を添付。																								
11	41条2項	建築物の建ぺい率等の指定による制限	○	○	△	-	-	△	○	○	△	-	○	○	-	○	○	△	△	-	-	-	△	△			
12	42条1項	開発許可を受けた土地における建築等の制限(用途地域内)	○	○	△	-	-	△	○	○	△	-	○	○	-	○	○	○	△	-	-	-	○	△			
13	42条1項 43第1項	既存建築物の建替(従前と同一の用途で延床面積の合計が1.5倍以下)	○	○	△	-	-	△	○	○	△	-	○	○	-	○	○	○	△	○	△	-	△	△			
14	43条1項1～5号	開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限(1項4号及び9～11号に該当するもの)	第29条第1項第4号及び第9～11号のうち該当する号と同様の資料を添付。																								

○必須 △必要に応じて

- (注1)：上記のほか市町村が必要と判断した書類は提出するものとする。また、固有の事情により担当が必要と判断した場合も同様とする。
- (注2)：申請地が市街化調整区域の場合は必ず添付する。その他は担当が必要と判断した場合に添付する。
- (注3)：不動産登記法第14条で定める地図が存在する場合に添付。
- (注4)：申請区域内の土地利用計画を示す図面。(建築確認申請に添付する配置図等を利用したもので可。)
- (注5)：参考資料として添付する。(参考図であることを明示すること。)
- (注6)：担当が必要と判断した場合に添付する。(過去に開発許可を受けた土地が含まれる場合、利害関係者等に不利益が生じる可能性がある判断される場合等、その他必要に応じて。)
- (注7)：4号・都市計画事業、5号・土地区画整理事業、6号・市街地再開発事業、7号・住宅街区整備事業、8号・防災街区整備事業